

平成 2 9 年 度

社会福祉法人 朝霞市社会福祉協議会

事 業 計 画

平成 29 年度社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会 事業計画並びに資金収支予算

目 次

【使命・経営理念】	1
I 基本方針	1
II 重点項目	
1. 社協発展・強化計画に基づく組織体制の基盤強化	2
2. 第3期朝霞市地域福祉活動計画に基づく重点事業	2
【事業計画】	
III 事業計画	
1. 地域福祉事業の推進	3
2. 相談援助事業の実施	3
3. 福祉資金貸付事業の実施	4
4. ボランティア事業の推進	4
5. 自動販売機設置経営事業の実施	4
6. 市委託事業の受託経営	4
7. 指定管理事業の受託経営	5
8. その他の関連事業	10
【組織機構図】	
I 平成29年度朝霞市社会福祉協議会組織機構図	11
【資金収支予算】	
I 予算総括表	12
II 法人全体 資金収支予算書	13
1. 社会福祉事業区分資金収支予算	
(1) 地域福祉事業	14
(2) 高齢者福祉事業者	25
(3) 障害福祉事業	29
(4) 児童福祉事業	46
2. 公益事業区分資金収支予算	
(1) 総合福祉センター管理事業	58
3. 収益事業区分資金収支予算	
(1) 自動販売機設置経営事業	60

社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会 使命・経営理念

朝霞市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、『誰もが安心して暮らせる福祉のまち「あさか」の実現』を目指すことを使命とします。

また、この使命を達成するために、以下の経営理念に基づき事業を展開します。

(1) 共につくろう！あさかのまち

～ 住民参加・協働による福祉のまち「あさか」の実現 ～

(2) つなげよう！つながろう！あさかのまち

～ 地域に根ざした利用者本位の福祉サービスや総合的な支援体制の実現 ～

(3) 考えよう！あさかのまち

～ 福祉ニーズに基づく新たな事業への取り組み ～

平成29年度 事業計画

I 基本方針

本年4月より改正社会福祉法が施行され、「内部統制の強化」「事業運営の透明性」「財務規律の強化」等、社会福祉法人には高い倫理意識が求められています。

地域では、今日の出口の見えない社会経済情勢のもと、雇用形態の変容による貧困化も見られ、生活困窮者が増加することで、「貧困の連鎖」により子供たちの未来にも影を落とします。

また、家族などの繋がりが希薄化し、孤立する人々が増えるとともに、年金など老後の備えをする余力がないまま高齢期を迎える人々が増加する等、地域を取り巻く福祉課題は、複雑かつ深刻化しています。

こうした状況を踏まえ、当会では、専門家による内部統制の評価を受け、執行部である理事会及び組織全体の内部統制、財務規律の強化を図るとともに、広く地域住民の声を聴く機関として、社協連絡会を設置します。

また、本年、法人化50周年を迎えるにあたり、新たに組織体制を整備するとともに、総合相談窓口を設置し、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちの実現」に向けて、一人ひとりに寄り添った支援を地域住民、各関係機関等と手を携えながら取り組んでまいります。

更に、本年度より5年間、朝霞市より指定管理事業者として、引き続き、総合福祉センター、老人福祉センター、児童館、放課後児童クラブ、朝霞市障害者ふれあいセンターの管理運営を受託するとともに、新たに、朝霞市障害者ふれあいセンター内に障害者相談支援センターの設置、はあとびあ福祉作業所の生活介護事業の拡大、老人福祉センターを拠点とした一般介護予防事業の委託を受け、より一層、朝霞市の地域福祉の充実・推進を図ってまいります。

II 重点項目

平成29年度は、発展・強化計画及び第3期朝霞市地域福祉活動計画に基づき、社協組織全体で以下の取り組みを重点項目として位置づけ、取り組んでまいります。

1. 社協発展・強化計画に基づく組織体制の基盤強化

(1) 組織体制の強化

- ◇理事会・評議員会の開催
- ◇決算監査・中間監査の実施
- ◇第27期役員を選任
- ◇役員研修の実施
- ◇監査法人による内部統制の強化
- ◇組織体制の見直しによる総合相談の実施
- ◇事業評価制度の実施
- ◇社協連絡会の設置及び開催

(2) 人材育成と専門性の向上

- ◇職員の目標管理体制の実施
 - ◇職員提案制度の導入
 - ◇職員研修制度の充実
- 朝霞市との職員実務研修（交流研修）の実施

(3) 財政基盤の強化

- ◇社協会員の加入促進
- ◇赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金活動の実施
- ◇中長期的資金計画の策定及び経費削減の周知・徹底
- ◇収益事業の調査・研究

2. 第3期朝霞市地域福祉活動計画に基づく重点事業

【プロジェクト①】

支え合い・助け合いの心づくりと仕組みづくり

- ◇教職員対象の福祉教育研修会の実施
- ◇ボランティア講座参加者の活動支援
- ◇福祉活動団体の周知
- ◇地域懇談会の開催
- ◇福祉活動団体への支援

【プロジェクト②】

安全・安心に暮らせる環境づくり

- ◇災害ボランティア講座の実施
- ◇住民の防犯への意識の啓発
- ◇関係機関との連携

【プロジェクト③】

市民の暮らしや活動を支える体制づくり

- ◇生活再建に関する周知・啓発
- ◇分かりやすい福祉情報の提供
- ◇身近な相談支援の体制づくり
- ◇地区ごとのネットワークづくり
- ◇ヒアリング調査の実施

Ⅲ 事業計画

1. 地域福祉事業の推進（地域福祉推進課）

地域で支え合える仕組みがつかれるよう、住民の方々と一緒に取り組みを行うとともに、地域福祉活動団体への支援、福祉情報の発信などを行います。

- ◇小地域福祉活動の啓発
- ◇地域懇談会を通しての住民ニーズの把握
- ◇地域福祉活動団体との連携・活動支援
- ◇地域福祉活動団体等への助成
- ◇広報「社協あさか」やホームページ等の内容の検討・充実
- ◇社協出前講座のメニューの充実及び周知・啓発（広報紙等）
- ◇福祉機器・車いす専用リフト車の貸出し
- ◇地域福祉活動の担い手の育成 ⇒ボランティア事業の推進へ
- ◇余暇支援・交流事業(障害児・者)の実施
- ◇彩の国あんしんセーフティネット事業の支援

2. 相談援助事業の実施（地域福祉推進課）

(1) 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）の推進【県社協委託事業】

判断能力が不十分等のため、日常生活を営むのに不安のある方が安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助、日常生活上の手続き援助、日常的金銭管理、書類等の預かりサービスの援助を行います。

- ◇事業の周知・啓発(広報紙、公共機関でのパンフレット設置、出前講座の開催等)
- ◇生活支援員の研修会の実施

(2) 住民参加型在宅福祉サービス事業（ふれあいサービス）

住民の参加と協力により、高齢者や障害者、子育てなどで日常生活上の支援を必要とする方に対し、有償の家事援助等のサービスを提供します。

(3) 福祉有償運送事業

車いす利用者など、身体的理由により他の交通機関の利用が困難な方を対象に病院等や社会参加活動などへの送迎を行う、地域住民の協力による有料の在宅福祉サービスを提供します。

(4) 総合相談支援体制

生活再建や障害に関する相談等、個々の相談に対して、社協内各部署との連携及び組織内資源の活用により多方面から支援を行います。

3. 福祉資金貸付事業の実施（地域福祉推進課）

（1）生活福祉資金貸付事業【県社協委託事業】

支援を必要とする低所得者世帯及び療養や介護を要する高齢者・障害者世帯等に必要な資金の貸付を行うとともに、相談援助指導による適切な利用の促進に努めます。

〔総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金〕

◇資金借受人、希望者に対する相談・援助

◇福祉資金貸付事業に関する周知・啓発（広報紙等）

（2）社協福祉資金貸付事業

臨時的な出費や応急的な資金を必要とする低所得者世帯に対し、資金の貸付を行うとともに、相談援助指導による適切な利用の促進に努めます。

4. ボランティア事業の推進（地域福祉推進課）

地域でのボランティア活動を推進し、ボランティアの主体的、自主的な取り組みをさまざまなかたちで支援していきます。

◇ボランティア相談及びコーディネート

◇ボランティア情報の収集、発信（広報紙、ホームページ等）

◇朝霞地区四市福祉教育研修会の開催

◇福祉教育の支援、充実

◇ボランティア講座の開催及び活動者の支援

◇ボランティア体験プログラムの実施

◇ボランティアバス事業の実施

◇災害ボランティアセンター設置訓練の実施

5. 自動販売機設置経営事業の実施（地域福祉推進課）

自動販売機設置の協力を呼びかけるとともに新たな収益の開発をし、その収益を地域福祉事業に役立てます。

6. 市委託事業の受託経営

（1）手話通訳者等派遣事業（総務課）

朝霞市日本手話言語条例が昨年4月から施行されたのに伴い、手話通訳者の派遣や手話関連事業に係るニーズの増加に備え、手話通訳者等の育成の推進を図ります。

また、手話を必要とする聴覚障害者等の生活におけるコミュニケーションを円滑に行い、社会参加の促進を図るため、引き続き手話通訳者の派遣を行います。

◇手話講習会（通訳者養成・後半）の実施（10～3月）

◇手話講習会（中級）の実施（4～10月）

◇手話講習会（通訳者養成・前半）の実施（10～3月）

◇登録手話通訳者研修会の実施

◇手話に関する講演会の実施

◇手話講習会講師育成のための勉強会の実施

◇要約筆記者養成講座助成事業の実施

◇事業の周知・啓発（広報紙、ホームページ、ポスター、パンフレット等）

(2) 一般介護予防事業【新規】(高齢者・児童福祉課)

市内の65歳以上の方を対象に、高齢になっても健康的に生きがいをもって地域の様々な活動の場に参加できるように、市内2か所にある老人福祉センターの施設等を利用し、また、各種事業と連携しながら、新たに、介護予防に効果のある体操の指導や運動機能向上を目指した一般介護予防事業に取り組みます。

◇事業内容

健康体操事業、運動機能向上事業、栄養改善・口腔機能向上事業、健康相談、老人クラブ向け支援、地域交流事業

7. 指定管理事業の受託経営

(1) 朝霞市総合福祉センター指定管理事業

【朝霞市総合福祉センター管理】(総務課)

地域福祉の向上を図るため、各種の福祉サービスや情報、活動の場を提供する複合施設の建物、設備、備品の総合管理を行います。

福祉の向上を目的に活動している団体に会議室、調理実習室等を貸し出す他、地域の福祉団体と共催で福祉のお祭り「はあとびあふれあい祭り」を開催します。

また、火災や地震等の災害に備え、年2回の避難訓練を行います。

【多機能型障害者福祉サービス事業】(はあとびあ福祉作業所)

はあとびあ障害者多機能型施設の定員を引き上げ、新たな施設名称の下、障害者総合支援法による、生活介護、就労継続支援B型の多機能型事業所として、あさか福祉作業所と連携を強化し運営を行います。

◇定員 80人

◇生活介護(利用者37人)

食事、排せつ等の介護や生活等に関する相談・助言、その他必要な日常生活上の支援、創作的な活動並びに生産活動の機会の提供など、身体機能や生活能力の向上を図るため必要な援助を行います。

また、新たに車いす入浴・特浴サービスや自閉症等に効果が見込まれる光や音、感触等による感覚統合療法を開始します。

◇就労継続支援B型(利用者32人)

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動や余暇活動など、就労に必要な知識及び能力の向上を図るため必要な訓練を行います。

また、あさか福祉作業所の就労移行支援事業への円滑な施設移行並びに障害者就労支援センターからの就労先及び実習先の情報を共有する等連携を図り、一般就労を目指せるよう支援します。

◇活動内容

請負作業、花壇植栽・整備、喫茶室「お花畑」・売店「はっぴい」の運営、自主製品販売、社会参加活動、就労支援、通所訓練、余暇支援等

◇年間行事

保護者懇談会、個別面談、成人病予防事業、健康診断、歯科・精神科検診、日帰り課外体験研修、赤い羽根共同募金街頭募金、誕生日会、彩夏祭鳴子踊り・はあとびあふれあい祭りへの参加等

【はあとぴあ障害者相談支援センター】（地域福祉推進課）

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、基本相談支援・計画相談支援・障害児相談支援の利用計画を作成するなど、障害のある方やその家族等の地域における各種相談に応じるため、体制を整備するとともに支援の充実を図ります。

また、朝霞市障害者ふれあいセンターに新設される「ふれあい障害者支援センター」と連携し、相談支援専門員としての質の向上に努めてまいります。

- ◇福祉についての情報提供・総合的相談
- ◇福祉サービスや福祉施設等の利用方法の説明・紹介・仲介
- ◇福祉事務所、児童相談所、福祉施設、教育機関等との調整及び連携
- ◇関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービス事業者との調整及び連携
- ◇療育相談（発達に心配のある子どもに関すること）
- ◇サービス等利用計画の作成や訪問等による継続支援
- ◇障害児支援利用計画の作成や訪問等による継続支援
- ◇相談支援の利用促進及び地域福祉推進を図るための普及啓発活動
- ◇権利擁護に関する支援等

【朝霞市障害者就労支援センター】（地域福祉推進課）

障害のある方の就労支援と生活支援を総合的に行うため、一般就労の拡大を図るとともに職場定着支援を強化し、障害者の自立と社会参加の促進のため体制を整備します。

また、あさか福祉作業所及びはあとぴあ福祉作業所の就労支援事業との連携や情報共有を図り、一般就労への円滑な移行、就労定着や就労活動に必要な生活支援の強化に努めてまいります。

- ◇就労に関する相談、援助
- ◇職場見学や実習、就職面接の同行
- ◇職場定着支援、職場巡回、職場での悩み相談
- ◇新規事業所の開拓
- ◇関係機関との連絡調整及び調査・研究・情報交換
- ◇他市就労支援センター等との連携
- ◇生活支援（余暇支援）事業の実施

（2）朝霞市老人福祉センター（溝沼・浜崎）指定管理事業（高齢者・児童福祉課）

朝霞市内の60歳以上の方を対象に交流の場、憩いの場、地域との出会いの場を提供するとともに各種の事業や相談を実施します。

また、元気で健康的な生活を確保するため、カラオケ配信サービスの介護予防プログラムを利用した健康増進のほか、本年度から新たに健康体操や運動機能向上などの一般介護予防事業に取り組みます。

- ◇事業内容
 - 健康増進体操、教養講座、交通・防犯講座、健康・栄養相談等
- ◇附帯設備
 - 風呂、マッサージ機、カラオケ、バンパー台、囲碁、将棋等

(3) 朝霞市児童館指定管理事業（高齢者・児童福祉課）

（きたはら・はまさき・みぞぬま・ねぎしだい・ひざおり）

市内5か所にある児童館は、児童福祉法の規定や朝霞市の「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、遊びを通して0歳児から18歳未満の児童の健全育成・子育て家庭への支援、地域の子育て環境づくりに努め、子育て・子育て支援の拠点として地域に根ざした活動や事業の展開を行います。

平成29年度は、外部講師を招いての乳幼児事業の充実、小学生高学年の利用定着や中高生の居場所づくりとして開館時間の延長（中高生タイム）、ボランティア育成につながる事業を重点的に取り組んでまいります。

また、放課後児童クラブと連携して待機児童対策への取り組みにも関わってまいります。

【各種事業】

◇乳幼児事業（乳幼児の遊び、ふれあいを通じた親同士の友達作り）

ちびっこランド、0ママクラブ、リトミック等

◇児童事業（スポーツや集団遊びを通じて集団に適応できる能力を身につける）

バドミントン、卓球、バンパー、ドッジボールタイム、中高生タイム等

◇交流事業（他の施設の児童、異世代間の交流）

放課後児童クラブであそぼう、いきいきおたのしみタイム等

◇工作事業（自分で作ることの楽しさや物を大切にすることを学ぶ）

おりがみタイム、つくっちゃオ！、手芸にチャレンジ等

◇合同事業（他館の児童との交流）

あそびンピック、児童館対抗「スーパードッジボール大会」等

◇館外事業（児童館に来られない地域の方々に児童館の周知・啓発を行う）

あおぞら児童館、おでかけちびっこ児童館等

◇調理事業（食育と家族団らんの機会を作り、参加者同士の交流を図る）

楽しくクッキング、三ツ星クッキング等

◇大 事 業（児童館の周知等季節行事を通じて実施）

夏まつり、クリスマス会、春まつり、おばけやしき等

(4) 朝霞市放課後児童クラブ指定管理事業（高齢者・児童福祉課）

（本町・朝志ヶ丘・岡・膝折・栄町・浜崎・泉水・幸町・根岸台・溝沼）

市内10か所にある放課後児童クラブは、保護者の仕事と子育ての両立支援を目的に保護者の就労等により家庭が留守となる児童が、放課後及び学校休業日に安全に安心して楽しく過ごせるよう、異年齢の集団を通じて、互いに信頼関係や協調性を深め、仲間意識を高めるなど保育目標に基づき、児童の健全育成に努めます。

◇保育目標

- ・健康、安全等日常生活に必要な習慣や態度を養えるようにします。
- ・情緒面での発達を促し、自主性の確立を図ります。
- ・協調性を養い、相手を思いやる気持ちを育てます。
- ・感謝の気持ちやいたわりの気持ちを育てます。
- ・物を大切に扱う心を育てます。
- ・日常生活に必要な言葉を豊かに正しく使えるようにします。
- ・学習支援を通し、家庭学習の習慣を身に付けるようにします。
- ・季節の行事や伝承遊びを通じて文化に親しむ。

◇年間の主な事業

新入児童歓迎会、食育講座、季節の行事、誕生日会等

◇放課後児童クラブの児童数及び職員数

単位：人

放課後児童クラブ名	定員数	緩和定員	児童数	職員数
本 町	1 1 5	1 9	1 3 4	6
朝志ヶ丘	1 5 0	3 5	1 6 6	6
岡	1 2 2	4 0	1 3 7	5
膝 折	1 3 0		1 0 3	5
栄 町	1 3 5	7 0	1 9 1	6
浜 崎	1 4 8		1 4 3	4
泉 水	1 2 5	4 0	1 6 6	4
幸 町	9 8	4 0	1 0 7	5
根 岸 台	8 0		6 0	4
溝 沼	1 4 0		1 1 3	5
合 計	1, 2 4 3	2 4 4	1, 3 2 0	5 0

(5) 朝霞市障害者ふれあいセンター指定管理事業

【朝霞市障害者ふれあいセンター管理】(あさか福祉作業所)

センター利用者が、快適に安心して利用できるように施設の安全管理を徹底するとともに、消防訓練や地震体験訓練時に地域の方の参加を呼びかけるなど、火災や地震等の災害時に備え、地域住民との交流を深め、助け合えるような関係性を築きます。

また、建物、設備、備品等の点検や修繕など、適切な施設管理に努めます。

【多機能型障害者福祉サービス事業】(あさか福祉作業所)

障害者総合支援法による、生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型の多機能型事業所として、はあとぴあ福祉作業所と連携を強化し運営を行います。

◇定員 60人

◇生活介護(利用者12人)

食事、排せつ等の介護や生活等に関する相談・助言、その他必要な日常生活上の支援、創作的な活動並びに生産活動の機会の提供など、身体機能や生活能力の向上を図るために必要な援助を行います。

また、支援プログラムメニューを作成し、利用者一人ひとりに合った支援を行います。

◇就労移行支援(利用者2人)

一般就労への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を行います。

また、就労後の職場定着においては、就労支援関係機関(ハローワーク、障害者就労支援センター等)と連携し、面談、電話による相談及び職場訪問等を行います。

◇就労継続支援B型(利用者33人)

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動や余暇活動など、就労に必要な知識及び能力の向上を図るため必要な訓練を行います。

特に、こんがりパンの店「フレア」でのパンの製造販売においては、新たなメニューの作成や販路の拡大を行い、利用者の工賃向上に努めます。

また、就労移行支援事業や障害者就労支援センターからの就労先及び実習先の情報を共有するなど連携を図り、一般就労を目指せるよう支援します。

◇活動内容

請負作業、こんがりパンの店「フレア」の運営、自主製品販売、就労に向けた企業見学・実習、求職活動支援、創作的活動、社会参加活動、余暇支援、通所訓練、調理訓練、健康・体力づくり等

◇年間行事

保護者懇談会、個別面談、成人病予防事業、健康診断、歯科・精神科検診、日帰り課外体験研修、赤い羽根共同募金街頭募金、もちつき会、音楽療法、彩夏祭鳴子踊り・はあとぴあふれあい祭りへの参加、障害児親子参加事業等

【ふれあい障害者相談支援センター】【新規】（あさか福祉作業所）

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、基本相談支援・計画相談支援・障害児相談支援の利用計画を作成するなど、障害のある方やその家族等の地域における各種相談に応じるため、体制を整備するとともに、はあとぴあ障害者相談支援センターと連携しながら支援の充実を図ります。

また、新規開設に伴い、障害者ふれあいセンター利用者の他、関係機関や利用者団体等への周知・啓発に努め、相談支援の利用促進を図ります。

◇福祉についての情報提供・総合的相談

◇福祉サービスや福祉施設等の利用方法の説明・紹介・仲介

◇福祉事務所、児童相談所、福祉施設、教育機関等との調整及び連携

◇関係市町村及び地域の保険・医療・福祉サービス事業者との調整及び連携

◇療育相談（発達に心配のある子供に関すること）

◇サービス等利用計画の作成や訪問等による継続支援

◇障害児支援利用計画の作成や訪問等により継続支援

◇相談支援の利用促進及び地域福祉推進を図るための普及啓発活動

◇権利擁護に関する支援等

8. その他の関連事業

（1）埼玉県共同募金会朝霞市支会の事務局

埼玉県共同募金会朝霞市支会の事務局として、赤い羽根共同募金・地域歳末たすけあい募金を実施します。（10月～3月）

（2）日本赤十字社埼玉県支部朝霞市地区の事務局

日本赤十字社埼玉県支部朝霞市地区の事務局として、日本赤十字社会員会費募集を実施します。（5月）

（3）朝霞市老人クラブ連合会の事務局

朝霞市老人クラブ連合会の事務局として、団体との調整を図ります。